

(この文書は2009年1月29日北海道社会学会ホームページで公開されました)

『現代社会学研究』1～20巻がJSTアーカイブ対象誌に選定されホームページで公開されることになりました

『現代社会学研究』1～20巻が、このたび科学技術振興機構(JST)の平成20年度電子アーカイブ対象誌に選定されました。これは長年、本学会が申請していたもので、費用の大半を同機構が負担して、著者の同意が得られた論文・書評・海外動向などの全文を同機構のホームページ上でPDFファイルとして公開する事業です。今後、著作権の委譲確認等を経て、2009年8月1日より、ほとんどの論文等がJSTのホームページ(<http://www.journalarchive.jst.go.jp/japanese>)で公開される予定です。

『現代社会学研究』に論文等が掲載された会員へ著作権委譲のお願い(公告)

『現代社会学研究』に掲載された論文等の著作権は現在、著者に帰属しています。そこでJSTホームページ上で全文を公開するには、著作権を著者からいったん北海道社会学会へ委譲していただく必要があります。ついては1～21巻に掲載された(22巻については掲載される予定の)論文・書評・海外動向などの著者に、当該論文等の著作権を本学会へ委譲することをお願いいたします。本学会とJSTの間の「電子アーカイブ化に関する覚え書き」は2009年1月5日付けですでに締結されましたので、この委譲に同意された方は自動的にJSTでの公開にも同意されたこととなります。

もしホームページ上での公開や著作権の委譲に同意されない方は、以下の手続きを行ってください。この手続きがなされない場合、著作権の委譲に同意したと見なします。なお現在、学会員の当該著者には著作権委譲のお願いをあらためて文書などでは行ないませんので、ご了解をお願いします。現在、会員でない著者には今後、可能な限り文書で個別にお願いの連絡をいたします。なお最終的な公開範囲は、著作権委譲等をふまえて今後の理事会で決定します。

また次回大会総会にて「著作権は学会に帰属する」旨の規定を「編集・投稿規程」に追加する改訂案を発議する予定です。提案通り改訂されれば、23巻(2010年6月発行予定)からは著作権が学会に帰属することになります。

以上の方針が2008年度第1回理事会(2008年11月20日開催)において決定されましたので、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

◇著作権の委譲をお願いする著者の範囲は：

『現代社会学研究』1～22巻に掲載された論文・書評・海外動向・海外の眼・往来・コメント・最終講義の著者(会員・非会員を問わない)。ただし物故者・非会員の外国人をのぞく(物故者・非会員外国人が著者の論文等は今回は公開の対象となりません)。

◇著作権の範囲等は：

対象論文等の複製権と公衆通信権(送信可能化権を含む)を含む著作権のすべて。委譲を受けた北海道社会学会は今後、学術的な目的において、論文等の全文または一部を複製する権利、および電子媒体を通じて送信する権利を有するとともに、第三者に同等の権利を行使させる権利を有することになります。

◇著作権の委譲を承認されない著者は：

2009年6月28日(日)までに、かならず電子メールでその旨を平沢庶務担当理事(hirasawa★cme.hokudai.ac.jp、★を@に変えてください)あてにお伝えください。その際、氏名・自宅住所・該当論文名・巻号・メールアドレスを明記してください。数日のうちに折り返し確認メールをお送りします。なお、このメールによる申し出がない場合は、著作権の委譲に同意したものとみなします。

◇著作権の委譲を承認される著者は：

とくに何もする必要はありません。